

第38期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成29年6月21日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階 日経ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役等に対する業績連動型
株式報酬制度導入の件

目次

■ 第38期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	24
連結計算書類	49
計算書類	52
監査報告書	55

Slogan ● スローガン

Challenging Tomorrow's Changes

Mission ● 使命

**明日を変えるITの可能性に挑み、
夢のある豊かな社会の実現に貢献する。**

Values ● 価値観

Action Guidelines ● 私たちの心得

変化への挑戦

常に新しいことに取り組み、
決して諦めずに臨んでいるか？

価値への挑戦

お客様が期待する以上の価値を、
生み出しているか？

明日への挑戦

自由な発想で、
よりよい明日の姿を描いているか？

(証券コード：4739)

平成29年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
 代表取締役社長 菊 地 哲

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により、議決権を行使することができます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」(5頁から23頁)をご検討いただき、次頁のご案内に従って**平成29年6月20日(火曜日)午後5時30分までに**議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1	日時	平成29年6月21日(水曜日)午前10時
2	場所	東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール
3	会議の目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第38期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第38期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 資本準備金の額の減少の件</p> <p>第3号議案 取締役9名選任の件</p> <p>第4号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第5号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件</p>

4 その他株主総会 招集に関する事 項

(1) 代理人による議決権行使の場合

代理人による議決権行使の場合には、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面を会場受付へご提出ください。

なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。

(2) 議決権の不統一行使の場合

議決権の不統一行使される場合には、その旨及び理由を、株主総会の3日前までに書面で当社宛にご通知ください。

以上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ) 1. 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページ(下記URL)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

連結計算書類の連結注記
計算書類の個別注記

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ホームページ(下記URL)に掲載した連結注記及び個別注記を含んでおります。

2. 株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ(下記URL)にて、修正内容を掲載させていただきます。

<http://www.ctc-g.co.jp/ir/>

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会開催日時

平成29年
6月21日(水曜日)
午前10時開催

(受付は9時に開始いたします)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※ 代理人による議決権行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。
ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送(書面)
による
議決権行使

行使期限

平成29年6月20日(火曜日)
午後5時30分到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。



インターネット
による
議決権行使

行使期限

平成29年6月20日(火曜日)
午後5時30分まで

パソコン等から議決権行使サイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使サイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使について

- ① 書面による議決権行使に代えて、パソコン又は携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使いただくことができます。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(携帯電話用)

<http://www.it-soukai.com/>



- ② 行使期限は平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- ③ 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ④ パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会に関するのみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ⑤ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。当社よりパスワードをお問い合わせすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- ① 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（土日休日を除く 9：00～21：00）
- ② 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（土日休日を除く 9：00～17：00）

以上

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識し、安定的な配当に努めるとともに、業績に応じた利益還元を重視し、内部留保金とのバランスを考慮しながら、配当水準を高めることを基本方針としております。なお、連結配当性向は40%程度を目安としております。

当期の期末配当金につきましては、当社の基本方針に基づき、株主の皆様の日頃のご支援に因應べく、前期に比べ1株当たり5円増額いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

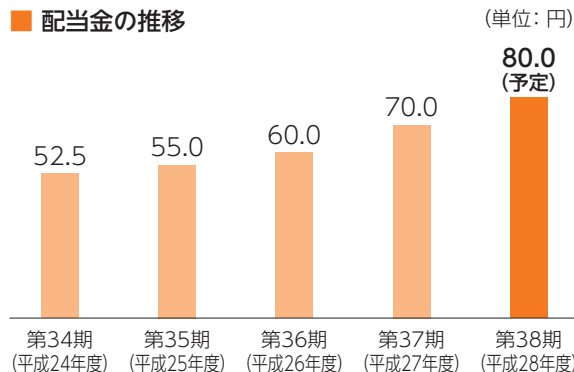
1 配当財産の種類
金銭2 株主に対する配当財産の割当てに関する
事項及びその総額

当社普通株式1株につき金42円50銭
総額4,913,603,585円

平成28年12月2日に、1株につき37円50銭の中間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は、前期より10円増額の1株につき80円となります。

3 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年6月22日

■ 配当金の推移



ご参考 1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移

区分	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期 (当期) (注) 3
1株当たり年間配当金 (円) (注) 1	52.5	55.0	60.0	70.0	80.0 予定
連結配当性向 (%) (注) 2	39.1	45.8	40.3	44.9	42.3 予定

(注) 1. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記は当該株式分割の影響を考慮した数値を記載しております。

2. 第34期は日本基準の1株当たり当期純利益、第35期以降はIFRSの基本的1株当たり当期利益を用いて算出しております。

3. 第38期 (当期) の1株当たり年間配当金及び連結配当性向は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提とした数値です。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性、機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 33,076,014,360円のうち20,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 20,000,000,000円

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成29年8月31日

第3号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（8名）の任期が満了いたします。また、取締役野田俊介氏が平成29年3月31日をもって辞任により退任いたしましたので、新たに取締役9名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	再任 菊地 哲	代表取締役社長	100 % (16回/16回)
2	再任 松島 泰	取締役 兼 副社長執行役員 社長補佐 (兼) 経営管理グループ担当役員 (兼) CFO (兼) CCO (兼) グローバルビジネス担当	100 % (16回/16回)
3	再任 松澤 政章	取締役 兼 副社長執行役員 流通・エンタープライズ事業グループ担当役員 (兼) 事業グループ管掌	100 % (16回/16回)
4	再任 大久保忠崇	取締役 兼 専務執行役員 技術戦略グループ担当役員 (兼) 技術戦略グループ/ITサービスグループ管掌 (兼) CTO (兼) CIO	100 % (16回/16回)
5	再任 須崎 隆寛	取締役 兼 常務執行役員 公共・広域事業グループ担当役員	100 % (16回/16回)
6	再任 中森真紀子	社外 独立 取締役	94 % (15回/16回)
7	再任 小尾 敏夫	社外 独立 取締役	100 % (16回/16回)
8	新任 新宮 達史		—
9	新任 山口 忠宜		—

(注) 小尾敏夫氏の戸籍上の氏名は中村敏夫であります。



所有する当社の株式数
14,600株

取締役会出席状況
16/16 (100%)

取締役在任期間
5年

1

きくち
菊地さとし
哲 (昭和27年12月29日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年 4月 伊藤忠商事(株)入社
平成18年 6月 同社執行役員
平成20年 4月 同社常務執行役員
平成20年 6月 同社代表取締役常務取締役
平成22年 4月 同社代表取締役常務執行役員
平成24年 6月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

菊地 哲氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、平成24年6月に当社代表取締役社長に就任以来、中期経営計画(平成25年度-平成26年度)を達成し、現在、平成27年度から3ヶ年の中期経営計画達成に向け、事業成長及び企業価値向上を目指しリーダーシップを発揮していることから、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

菊地 哲氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数
7,100株

取締役会出席状況
16/16 (100%)

取締役在任期間
3年

2

まつしま
松島

とおる
泰 (昭和30年4月16日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月 伊藤忠商事(株)入社
平成18年6月 同社執行役員
平成21年4月 同社常務執行役員
平成22年6月 同社代表取締役常務執行役員
平成26年4月 当社専務執行役員 経営企画グループ担当役員
平成26年6月 当社取締役 (現任)
平成27年4月 当社副社長執行役員 経営管理グループ担当役員 (兼)
グローバルビジネス担当 (兼) CCO (現任)
CTC GLOBAL SDN. BHD. チェアマン アンド ディレクター (現任)
CTC GLOBAL PTE. LTD. チェアマン アンド ディレクター (現任)
平成27年6月 当社CFO (現任)
平成28年4月 当社社長補佐 (現任)

取締役候補者とした理由

松島 泰氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、平成26年6月に当社取締役に就任以来、経営管理グループ担当役員、CFO、CCOを担当しております。同氏は経営に関する豊富な知見と能力を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

松島 泰氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数
12,600株

取締役会出席状況
16/16 (100%)

取締役在任期間
8年

3

まつ ざわ

松澤

まさ あき

政章

(昭和29年11月23日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 昭和53年 4月 伊藤忠データシステム(株)入社
 平成元年10月 移籍により当社社員
 平成14年 6月 当社執行役員
 平成19年 4月 当社常務執行役員 データセンター事業グループ担当役員
 平成21年 6月 当社取締役 (現任)
 平成23年 4月 当社情報通信システム事業グループ担当役員
 平成25年 4月 当社情報通信システム事業グループ/金融・社会インフラシステム事業グループ管掌役員
 平成27年 4月 当社専務執行役員
 平成28年 4月 当社流通・エンタープライズ事業グループ/情報通信事業グループ管掌
 当社流通・エンタープライズ事業グループ担当役員 (現任)
 平成28年 6月 アサヒビジネスソリューションズ(株)取締役 (現任)
 平成29年 4月 当社副社長執行役員 (兼) 事業グループ管掌 (現任)

取締役候補者とした理由

松澤政章氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、平成21年6月に当社取締役に就任以来、データセンター事業グループ、情報通信システム事業グループ、流通・エンタープライズ事業グループを担当しております。同氏は経営に関する豊富な知見と能力を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

松澤政章氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数

9,200株

取締役会出席状況

16/16 (100%)

取締役在任期間

3年

4

おお く ぼ ただ たか

大久保忠崇 (昭和31年7月20日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

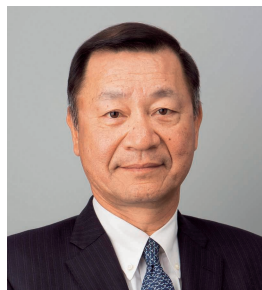
昭和56年1月 伊藤忠データシステム(株)入社
平成元年10月 移籍により当社社員
平成14年6月 当社執行役員
平成16年1月 当社情報マネジメント担当役員
平成16年4月 当社情報システム・BPR担当役員 (兼) CIO
平成19年4月 当社金融システム事業グループ担当役員代行
平成23年4月 当社常務執行役員
平成25年4月 当社クロスファンクショナルグループ担当役員 (兼) CTO
平成26年4月 当社ITサービス事業グループ担当役員 (兼) CTO
平成26年6月 当社取締役 (現任)
平成29年4月 当社専務執行役員 技術戦略グループ担当役員
(兼) 技術戦略グループ/ITサービスグループ管掌
(兼) CTO (兼) CIO (現任)

取締役候補者とした理由

大久保忠崇氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、平成26年6月に当社取締役に就任以来、ITサービス事業グループ、技術戦略グループ及びCTOを担当しております。同氏は経営に関する豊富な知見と能力を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

大久保忠崇氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数
5,900株

取締役会出席状況
16/16 (100%)

取締役在任期間
8年

5

す さき

須崎

たか ひろ

隆寛

(昭和31年9月8日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 昭和54年4月 伊藤忠商事(株)入社
 平成16年6月 当社取締役
 平成17年6月 当社執行役員
 平成21年4月 伊藤忠商事(株)執行役員 情報通信・メディア部門長
 平成21年6月 当社取締役(現任)
 平成23年4月 伊藤忠商事(株)情報通信部門長
 平成24年4月 当社常務執行役員(現任)
 保守・運用サービス事業グループ担当役員
 平成25年4月 当社金融・社会インフラシステム事業グループ担当役員
 平成27年1月 当社地域ビジネス統括担当役員
 平成28年4月 当社公共・広域事業グループ/金融・社会インフラ事業グループ管掌
 当社公共・広域事業グループ担当役員(現任)

取締役候補者とした理由

須崎隆寛氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、平成21年6月に当社取締役に就任し、平成24年4月以降、保守・運用サービス事業グループ、金融・社会インフラシステム事業グループ、公共・広域事業グループを担当しております。同氏は経営に関する豊富な知見と能力を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

須崎隆寛氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
15/16 (94%)

取締役在任期間
4年

6

なか もり ま き こ

中森真紀子 (昭和38年8月18日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和62年4月 日本電信電話(株)入社
平成3年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所
平成8年4月 公認会計士登録
平成9年7月 中森公認会計士事務所所長(現任)
平成12年8月 日本オラクル(株)監査役
平成18年12月 (株)アイスタイル監査役(現任)
平成20年8月 日本オラクル(株)取締役
平成22年3月 (株)グローバルダイニング監査役
平成23年9月 (株)ジェイド(現(株)ロコンド)監査役
平成23年12月 M&Aキャピタルパートナーズ(株)監査役(現任)
平成25年6月 当社取締役(現任)
(株)ネクスト監査役(現(株)LIFULL)(現任)
平成27年11月 (株)チームスピリット監査役(現任)

社外取締役候補者とした理由

中森真紀子氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、平成25年6月に当社取締役に就任以来、社外取締役としての職責を果たしております。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法により直接会社経営に関与されたご経験をお持ちではありませんが、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門性と豊富な知見を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

中森真紀子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
また、当社は、同氏を(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

その他取締役候補者に関する特記事項

中森真紀子氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。同氏の再任をご承認いただいた場合、同氏は当社との間で上記責任限定契約を継続する予定です。



所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
16/16 (100%)

取締役在任期間
3年

7 お び と し お
小尾 敏夫 (昭和22年10月1日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年 7月 国連開発計画企画官
昭和52年 1月 コロンビア大学日本経済経営研究所主任研究員
昭和55年 4月 情報通信ネットワーク産業協会アドバイザー (現任)
昭和63年 4月 労働大臣秘書官
平成13年 4月 早稲田大学教授 (現任)
平成14年 4月 早稲田大学電子政府・自治体研究所所長 (現任)
平成16年 5月 APEC電子政府研究センター所長 (現任)
平成18年 5月 総務省電子政府推進員協議会会長 (現任)
平成20年 9月 国際CIO学会世界会長 (現任)
平成21年 8月 内閣府IT戦略本部評価専門調査会委員
平成23年 1月 国連ITU事務総長特別代表
平成24年 1月 総務省ICT超高齢社会構想会議座長代理
平成26年 6月 当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由

小尾敏夫氏は、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、平成26年6月に当社取締役役に就任以来、社外取締役としての職責を果たしております。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法により直接会社経営に関与されたご経験をお持ちではありませんが、学識経験者としての高度な専門性と情報システムに対する豊富な知見を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

小尾敏夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
当社と、同氏が教授を務めている早稲田大学には営業取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上収益の0.1%未満と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。
このため、当社は、同氏を(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

その他取締役候補者に関する特記事項

小尾敏夫氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。同氏の再任をご承認いただいた場合、同氏は当社との間で上記責任限定契約を継続する予定です。



所有する当社の株式数
0株

8

しん ぐう

新宮

たつ し

達史

(昭和39年7月9日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 昭和62年 4月 伊藤忠商事(株)入社
- 平成20年 5月 同社モバイル&ワイヤレス部長
- 平成20年 6月 アイ・ティー・シーネットワーク(株) (現コネクシオ(株)) 取締役
- 平成21年 4月 伊藤忠商事(株)モバイルネットワークビジネス部長
- 平成23年 4月 同社通信・モバイルビジネス部長
- 平成24年 4月 同社情報・保険・物流部門長代行
- 平成27年 4月 同社情報・通信部門長代行
- 平成28年 4月 伊藤忠インターナショナル会社CAO (兼) 経営企画部長
(兼) 伊藤忠カナダ会社社長
- 平成29年 4月 伊藤忠商事(株)執行役員 情報・通信部門長 (現任)
伊藤忠・フジ・パートナーズ(株)取締役 (現任)
- 平成29年 5月 (株)ベルシステム24ホールディングス取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

新宮達史氏は、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、伊藤忠商事(株)の情報・通信部門長として高度な専門性と経営に関する豊富な知見を有しており、当社の経営に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。

特別の利害関係

新宮達史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

新宮達史氏の選任が承認された場合、同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。



所有する当社の株式数
0株

9

やま ぐち

山口

ただ よし

忠宜

(昭和41年7月24日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年4月 伊藤忠商事(株)入社
平成20年4月 ITOCHU Financial Services, Inc. PRESIDENT & CEO
平成23年7月 TCIファイナンス(株)常務取締役
平成27年4月 伊藤忠商事(株)金融ビジネス部長
平成28年4月 同社情報・金融経営企画部長 (現任)

取締役候補者とした理由

山口忠宜氏は、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、伊藤忠商事(株)の情報・金融経営企画部長として高度な専門性と経営に関する豊富な知見を有しており、当社の経営に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。

特別の利害関係

山口忠宜氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

山口忠宜氏の選任が承認された場合、同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。

(注) 取締役在任期間は、本定時株主総会終結時点でのものです。

第4号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役 石丸慎太郎氏の任期が満了いたしますので、同氏の再任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
その候補者は次のとおりであります。



いし まる しん た ろ う

石丸慎太郎 (昭和29年1月15日生)

再任 社外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 昭和51年 4月 (株)第一勧業銀行 (現株みずほ銀行) 入社
平成18年 6月 伊藤忠商事(株)執行役員
平成21年 4月 同社常務執行役員
金融・不動産・保険・物流カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント
平成23年 4月 同社特定業務担当役員補佐
平成23年 5月 同社CIO 兼 特定業務担当役員補佐
平成24年 4月 同社CIO 兼 住生活・情報カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント
平成25年 6月 当社監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

石丸慎太郎氏は、平成25年6月から4年間、当社社外監査役として職責を果たしており、当社グループの経営管理に対し、相当程度の知見を有しております。同氏は伊藤忠商事(株)において経営に携わったご経験と情報システムに関する高い識見を有していることから、取締役の職務の執行を適正に監査することができると判断し、社外監査役として引き続き選任をお願いするものです。

特別の利害関係

石丸慎太郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他監査役候補者に関する特記事項

石丸慎太郎氏は、過去5年間に当社の親会社である伊藤忠商事(株)の業務執行者となったことがあります。

所有する当社の株式数
2,500株

取締役会出席状況
16/16 (100%)

監査役会出席状況
13/13 (100%)

監査役在任期間
4年

(注) 監査役在任期間は、本定時株主総会終結時点でのものです。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなっておりますので、あらためて、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
その候補者は次のとおりであります。

所有する当社の株式数

0株

たに もと せい じ
谷本 誠司 (昭和45年7月9日生)

再任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成11年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
日比谷総合法律事務所入所

補欠監査役候補者とした理由

谷本誠司氏は、過去において直接会社経営に関与されたご経験をお持ちではありませんが、弁護士としての豊富な経験及び企業法務に関する高度な専門性を有していることから、取締役の職務の執行を適正に監査することができると判断し、補欠監査役として引き続き選任をお願いするものです。なお、同氏は補欠の社外監査役候補者です。

特別の利害関係及び独立性に対する考え方

谷本誠司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
また、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を、(株)東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定です。

その他補欠監査役候補者に関する特記事項

谷本誠司氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。

1. 提案の目的

本議案は、当社の取締役及び執行役員（非常勤取締役、社外取締役、国内非居住者を除きます。以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度は、従来の「業績連動型の賞与」の算定式によって算定される金額の一部を、金銭による賞与から置き換えるものです。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成18年6月22日開催の第27期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額640百万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。また、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役及び執行役員（非常勤取締役、社外取締役、国内非居住者を除きます。また、監査役は本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成29年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成29年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、390百万円（うち取締役分180百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、390百万円（うち取締役分180百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、既に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、390百万円（うち取締役分180百万円）を上限とします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、252,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、業績達成度等に応じて定まる配分原資額を一定の株価で除して定まるポイント数を、役員株式給付規程の定めに従い取締役等に付与します。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、84,000ポイント（うち取締役分39,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

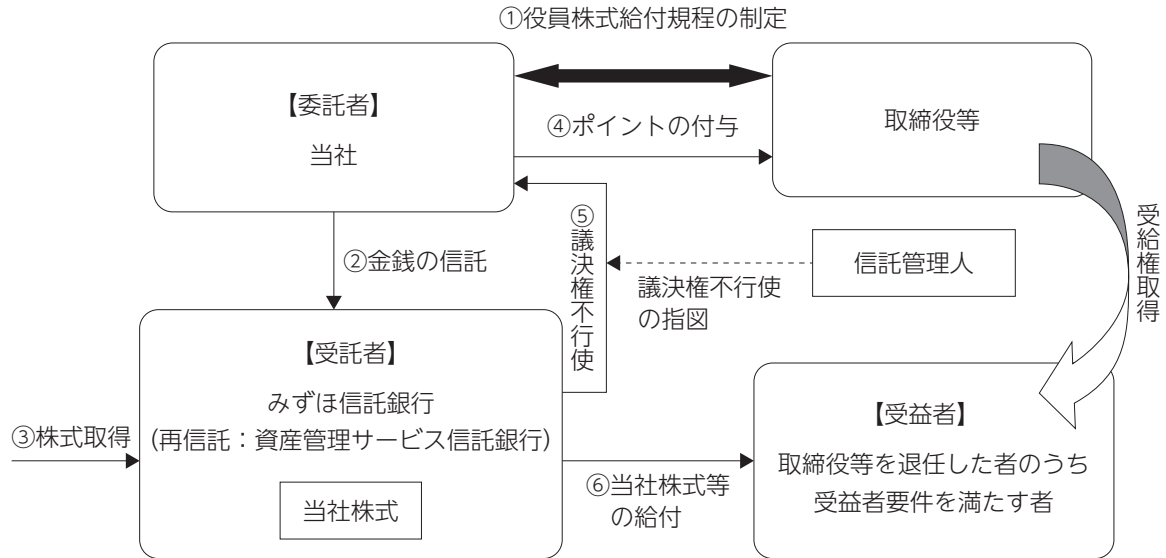
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国を始めとしたアジア新興国の景気下振れ懸念や、米国の今後の政策に関する不確実性などにより、景気の先行きに不透明感があったものの、堅調な企業収益や雇用環境の改善などにより、全体的には緩やかな回復基調が続きました。

情報サービス産業におきましては、製造業、金融業、流通業などの分野でIT投資が回復傾向にあり、全体的にビジネス環境は堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループにおきましては、「リーディング・カンパニーとしてIT産業の進化を担う」ことを目指す姿とした、平成27年度から平成29年度までの3ヶ年の中期経営計画の達成に向け、サービス型ビジネスの拡大や、総合力発揮による顧客基盤強化、積極的な成長投資などに取り組んでおります。

具体的には、基幹系を中心とするミッションクリティカルなシステムに特化し、セキュリティやコストパフォーマンスに優れたクラウドサービス「CUVICmc2 (キュービックエムシーツ)」や、マルチベンダー環境での障害検知を自動化し、お客様の保守対応の負荷軽減と、障害復旧時間の短縮を実現する保守サービス「Avail-I (アベイルワン)」、更にこれを発展させ、ネットワークやパフォーマンスのビッグデータ分析を行うことで障害や遅延の発生を予測するサービス「Avail-ProE (アベイルプロイー)」の提供を開始いたしました。また、企業のIoT活用に向けた大規模なデモンストレーションや検証ができる「IoTデジタルLAB」や、独自の管理プラットフォームを用いてロボットのビジネス利用を支援する検証施設「RoBo-LAB (ロボラボ)」の開設、サイバー攻撃に伴うセキュリティ・インシデント(事案)に対応するための企業内組織「CSIRT (Computer Security Incident Response Team)」の立ち上げから運用までを総合的に支援する「CSIRT構築・運用支援サービス」を開始いたしました。更には、ネットワークをソフトウェアで統合的に管理・制御する「SDN (Software Defined Network)」や、仮想化技術を使ってネットワーク機能を汎用サーバ上で実現する「NFV (Network Function Virtualization)」をお客様の企業内ネットワークに導入・運用支援するサービス「CTC ESPA (Enterprise Simple Provisioning Architecture)」の開発に取り組むなど、サービス型ビジネスの拡大に向けた取り組みを推進いたしました。

一方、ビッグデータ、IoT、人工知能などをテーマとしたビジネスイノベーションの創出にも取り組んでおり、関連する先端技術の開拓やネットワークロボット・農業・福祉分野での実証実験など、次の成長を見据えた投資も行いました。

総合力発揮の取り組みとしましては、平成28年4月に、セグメントの再編を含む組織改編を実施したことにより、柔軟な人材リソース活用による大型案件の対応力強化や、重点顧客に対するビジネス領域の拡大などにつながりました。

中期経営計画では経営基盤の強化を重点施策の1つに掲げており、その一環として社員が働きがいをもって効率的・効果的に働けるよう「働き方変革」を推進しております。具体的には、育児や介護、自己啓発などのニーズに応じ、就業時間帯の変動を可能にする「スライドワーク」や、1時間単位での年次有給休暇の取得を可能にする「時間単位有休」、外出時の隙間時間やオフィスとの往復時間を活用して効率的な業務を実現する「モバイルワーク」など、柔軟な働き方を支援する新たな制度を導入いたしました。また、退社の予定時間を周囲と共有する「退社時間の見える化カード」の活用や、政府が推進するプレミアムフライデーを「働き方変革チャレンジデー」として実践するなど、働き方に対する社員の意識を高める活動も実施いたしました。こうした社員の健康管理を経営的な視点でとらえた「健康経営」の取り組みが認められ、当社は、経済産業省と日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2017（ホワイト500）」に認定されました。

営業活動につきましては、流通、製造分野向けインフラ構築や開発案件、通信会社向けネットワーク構築案件などに注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、サービスビジネス及び開発ビジネスが増加し、売上収益は407,849百万円（前年同期比 4.1%増）となりました。利益につきましては、増収及び売上総利益率の改善により、営業利益は31,129百万円（同 11.4%増）、税引前利益は31,300百万円（同 12.0%増）、当期利益は21,996百万円（同 21.3%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は21,861百万円（同 21.3%増）と前年同期比増益となり、売上収益とともに過去最高を更新いたしました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しているため、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分方法に基づいております。

① 流通・エンタープライズ事業

流通向け案件などが増加し、売上収益は131,632百万円（前年同期比13.3%増）、税引前利益は7,256百万円（同47.1%増）となりました。

② 情報通信事業

通信会社向けやインターネットサービスプロバイダ向け案件などが増加し、売上収益は150,768百万円（同4.0%増）となりました。増収に加え売上総利益率の改善により、税引前利益は14,393百万円（同38.9%増）となりました。

③ 公共・広域事業

地方自治体向け案件などが増加し、売上収益は38,574百万円（同1.3%増）となりました。増収に加えその他の費用の減少により税引前利益は886百万円（同26.5%増）となりました。

④ 金融・社会インフラ事業

売上収益は前年同期比横ばいの51,551百万円（同0.1%増）となりましたが、売上総利益率の低下や販売費及び一般管理費の増加により税引前利益は2,778百万円（同24.5%減）となりました。

⑤ ITサービス事業

当セグメントは、クラウド関連ビジネス及び保守・運用を中心としたサービスビジネスを全社横断的に提供しており、売上収益は109,720百万円（同3.8%増）、税引前利益は7,986百万円（同8.5%減）となりました。

⑥ その他

「その他」の区分には、海外子会社及び科学事業などが含まれており、売上収益は33,216百万円（同10.3%減）となりましたが、その他の費用の減少により税引前利益は1,916百万円（同15.0%増）となりました。

（注）上記セグメントの売上収益及び税引前利益は、セグメント間の内部売上収益等を含めて表示しております。

(2) 設備投資

当連結会計年度における設備投資金額は10,748百万円であります。

主な内容としては、クラウドコンピューティングビジネス分野への投資及び既存データセンターの設備増強であり、ITサービス事業では4,783百万円、流通・エンタープライズ事業では1,667百万円の設備投資を実施しております。

また、全社プロジェクトとして基幹系システムの更新等に2,671百万円を投資しております。

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年3月15日付で、グループにおけるより効率的な資本政策の実現を図ることを目的として、当社が保有する連結子会社シーティーシー・テクノロジー(株)の株式の一部を同社へ売却いたしました。

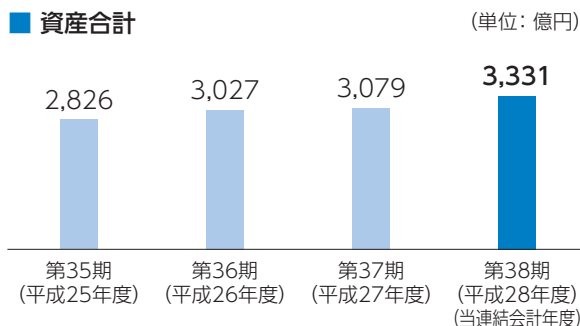
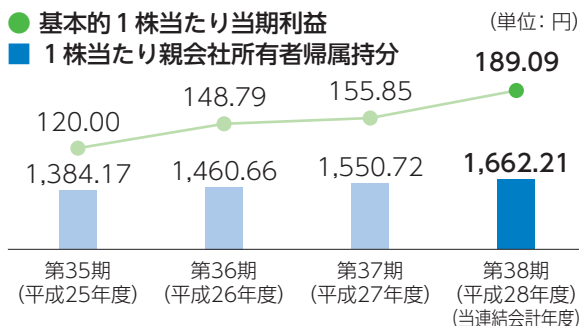
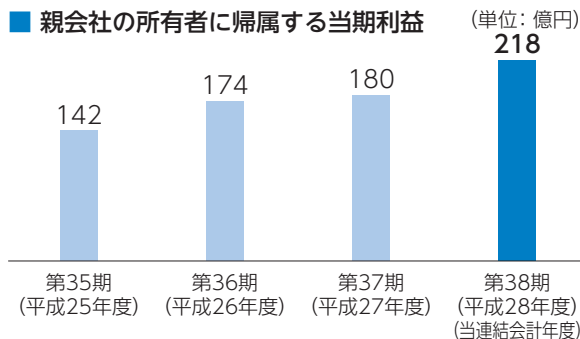
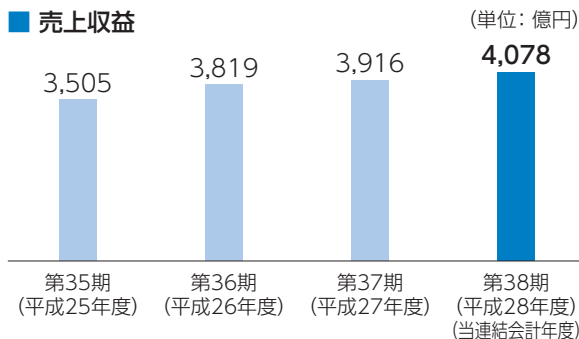
(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	日本基準
	第 35 期 (平成25年度)
売上高	349,454百万円
経常利益	23,997百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	14,096百万円
1株当たり当期純利益	118.92円
1株当たり純資産	1,431.24円
総資産	282,229百万円

区分	IFRS			
	第 35 期 (平成25年度)	第 36 期 (平成26年度)	第 37 期 (平成27年度)	第 38 期 (平成28年度) (当連結会計年度)
売上収益	350,567百万円	381,939百万円	391,606百万円	407,849百万円
税引前利益	24,025百万円	29,494百万円	27,942百万円	31,300百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	14,225百万円	17,406百万円	18,018百万円	21,861百万円
基本的1株当たり当期利益	120.00円	148.79円	155.85円	189.09円
1株当たり親会社所有者帰属持分	1,384.17円	1,460.66円	1,550.72円	1,662.21円
資産合計	282,650百万円	302,734百万円	307,932百万円	333,123百万円

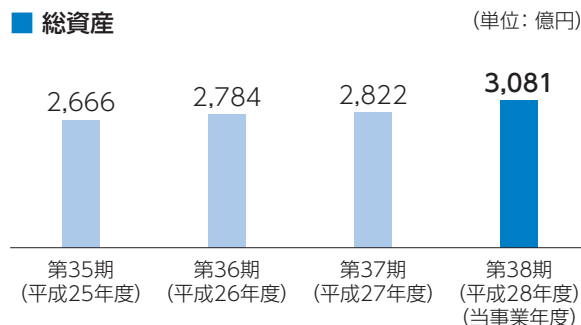
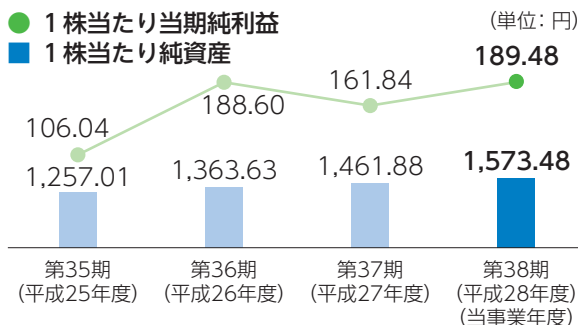
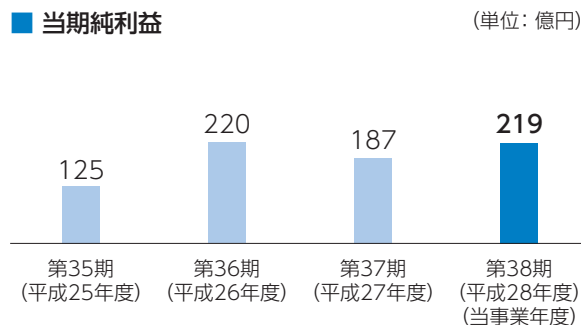
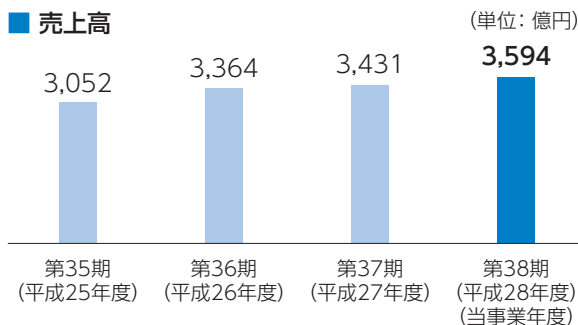
- (注) 1. 第36期よりIFRSに基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第35期のIFRSに基づいた諸数値を記載しております。
2. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して日本基準の第35期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産並びにIFRSの第35期及び第36期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (平成25年度)	第 36 期 (平成26年度)	第 37 期 (平成27年度)	第 38 期 (平成28年度) (当事業年度)
売上高	305,276百万円	336,487百万円	343,151百万円	359,456百万円
経常利益	18,489百万円	24,568百万円	21,506百万円	23,218百万円
当期純利益	12,570百万円	22,064百万円	18,710百万円	21,906百万円
1株当たり当期純利益	106.04円	188.60円	161.84円	189.48円
1株当たり純資産	1,257.01円	1,363.63円	1,461.88円	1,573.48円
総資産	266,696百万円	278,475百万円	282,262百万円	308,121百万円

(注) 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して第35期及び第36期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。



(5) 対処すべき課題

① 当社が対処すべき課題

当社は、創立当初より広く業界動向をキャッチし、高い技術力を持つ国内外のIT先進企業といち早くパートナーシップを組み、顧客のニーズに対して最適解を提供することにより、我が国の情報化の進展に広く貢献してまいりました。

昨今の当社を取り巻く環境につきましては、ビッグデータ、IoT、人工知能などの活用が本格化しつつあり、顧客のIT投資の目的はコスト削減を重視したのから自社の競争力を高めるためのものへと変化しております。また、これらを実現するためのITシステムも、クラウドコンピューティングの普及・拡大に伴い、所有からサービス利用、あるいはそれらの組み合わせと、選択肢が広がっております。このようにITサービスに対するニーズは高度化、多様化してきており、かつこれらに関する技術は急速に進歩しております。このような状況の下、当社はそれぞれの顧客のビジネス特性を理解し、引き続き最適なITサービスを提供していくことが求められております。

一方、当社の特徴の1つである製品ビジネスにおいては、その多くを海外から仕入れているため、為替の変動が調達コストに影響を及ぼすことがあります。更に技術や性能の進化による製品価格の低下もリスクの1つとして捉えております。こうした製品ビジネスにおけるリスクに対応するため、為替変動リスクヘッジ策の導入や、より付加価値の高い技術、製品の発掘に加え、クラウドサービスを主としたサービスビジネスの拡大に取り組んでおります。

また、当社は特に一部の業種に対して強みを持つが故に、当該業種のビジネス動向に影響を受けやすい傾向があり、それによる売上変動リスクも課題となっております。そのリスクを回避し、持続的な成長を実現するために、当社グループの総合力を活かし、既存顧客の深掘りや新たなビジネス領域への進出が重要と考えております。

② 中長期的な経営戦略

当社は、平成27年5月に、平成27年度から平成29年度までの3ヶ年の中期経営計画を発表いたしました。引き続き情報化社会の進展を牽引する「リーディング・カンパニーとしてIT産業の進化を担う」会社を目指す姿とし、以下に示す基本方針に基づく諸施策の実行により、持続的な成長を遂げてまいります。

I. 「サービス型」へのシフト

顧客のニーズを捉えた競争力のある次世代クラウドサービスを開発・展開し、また、当社の強みを活かした各分野のサービスを更に強化することにより、収益力の向上を目指します。

II. 「総合力」経営へのシフト

それぞれの組織が持つ強みを相互に活用し合うことで、より一層の総合力を発揮し、重点顧客向け取引の拡大、地域ビジネスへの本格的な注力、更なるグローバル展開などを行い、新たな柱となる事業領域を複数確立してまいります。

III. 成長「投資」へのシフト

エンジニアの育成をはじめとした先端技術への投資や、エンジニアリソースの拡充・体制強化及び新しい事業の開発に向けた国内外企業との提携などを積極的に行い、事業規模を拡大してまいります。

以上の諸施策を実施するとともに、採算改善に関する取り組み、働きがいのある魅力的な会社作り、柔軟な資本政策などを実行し、経営基盤の更なる強化に努めてまいります。

(6) 主要な事業セグメント（平成29年3月31日現在）

当社グループの報告セグメントは、組織別に構成されており、「流通・エンタープライズ事業」、「情報通信事業」、「公共・広域事業」、「金融・社会インフラ事業」及び「ITサービス事業」の5つを報告セグメントとしております。

「流通・エンタープライズ事業」、「情報通信事業」、「公共・広域事業」及び「金融・社会インフラ事業」は、顧客ニーズに応じ最適な対応を可能とする組織として区分されており、いずれの報告セグメントもコンサルティングからシステム設計・構築、保守、運用サービスまでの総合的な提案・販売活動を展開しております。

また、「ITサービス事業」は、ITインフラアウトソーシング、保守・運用を中心としたサービスビジネスにおいて、前述の4つの報告セグメントとの共同提案や調達の役割を担っております。

なお、平成28年4月1日付の組織変更に伴い、当連結会計年度より、従来「エンタープライズ事業」及び「流通事業」としていた2セグメントを統合し、「流通・エンタープライズ事業」に変更するとともに、新たに「公共・広域事業」を新設し、「流通・エンタープライズ事業」及び「金融・社会インフラ事業」の一部を移管し、中央省庁や首都圏エリア、北日本地域、中部地域及び西日本地域における自治体、文教及び企業向けビジネスを展開しております。

(7) 主要拠点等（平成29年3月31日現在）

① 主要な営業所等

ア. 当社

本社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
支社	中部（愛知県名古屋市）、西日本（大阪府大阪市）
支店	九州（福岡県福岡市）、シンガポール
営業所	北海道（北海道札幌市）、東北（宮城県仙台市）、静岡、広島

(注) 上記のほか、大崎オフィス・大崎開発センター、赤坂オフィス、駒沢オフィス、後楽オフィス、池袋オフィス、墨田オフィス、札幌開発センター、梅田オフィス、沖縄オフィス、テクニカルソリューションセンター（東京都千代田区）、平和島物流センター、横浜コンピュータセンター、神戸コンピュータセンター、大手町インターネットデータセンター、渋谷データセンター、目白坂データセンター等があります。

イ. 連結子会社

会社名	本社所在地
シーティーシー・テクノロジー(株)	東京都千代田区
CTCシステムマネジメント(株)	東京都千代田区
CTCライフサイエンス(株) (注)	東京都品川区
シーティーシー・エスピー(株)	東京都世田谷区
CTCファシリティーズ(株)	横浜市都筑区
シーティーシー・ビジネスサービス(株)	東京都千代田区
CTCファーストコンタクト(株)	東京都世田谷区
アサヒビジネスソリューションズ(株)	東京都墨田区
ITOCHU Techno-Solutions America, Inc.	Santa Clara, California, U.S.A.
CTC GLOBAL SDN. BHD.	Kuala Lumpur, Malaysia
CTC GLOBAL PTE. LTD.	Singapore
その他1社（国内1社）	

(注) CTCライフサイエンス(株)は、当社（存続会社）と平成29年4月1日付で合併しております。

② 使用人の状況

ア. 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,193名	119名増	39.2歳	12.5年

(注) 上記使用人数には、当企業集団以外への出向者93名を含んでおります。

イ. 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,324名	16名増	40.6歳	13.4年

(注) 上記使用人数には、連結子会社等への出向者366名、関係会社等からの受入出向者143名を含んでおります。

(8) 重要な親会社及び連結子会社の状況

① 親会社の状況

伊藤忠商事(株)は、当社株式を67,330千株（出資比率56.1%、議決権比率（直接）58.3%）保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。

当社は、取扱商品の一部を同社より仕入れており、商品の販売等を行っております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社である伊藤忠商事(株)との間で「資金の寄託契約」等の取引を行っておりますが、「資金の寄託契約」の取引を行うに当たっては、当社の運用方針に従い、預け期間に応じた市場金利を勘案の上、預け先を決定するように留意しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、当該取引は社内規程に基づく当社独自の経営判断により、妥当な取引条件のもと行われており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 連結子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	(百万円)	(%)	
シーティーシー・テクノロジー(株)	450	100.0	システム保守・サポート
CTCシステムマネジメント(株)	300	100.0	システム運用・業務運用・運用管理・サポート
CTCライフサイエンス(株) (注)	300	100.0	製薬・化学業界向けシステム開発・販売
シーティーシー・エスピー(株)	200	100.0	IT関連機器・ソフトウェア・サプライ品の販売
CTCファシリティーズ(株)	100	100.0	データセンターの施設運用管理
シーティーシー・ビジネスサービス(株)	100	100.0	人事・総務関連業務等各種ビジネスサービス
CTCファーストコンタクト(株)	50	100.0	コンタクトセンター及びサービスデスク運用サービス
アサヒビジネスソリューションズ(株)	110	51.0	システム開発
ITOCHU Techno-Solutions America, Inc.	3,750 千US\$	100.0	システム構築及び保守運用・サポート、IT関連製品の輸出業務及び情報収集・調査
CTC GLOBAL SDN. BHD.	62,118 千RM	70.0	ハードウェア・ソフトウェアの販売及び保守サービスの提供
CTC GLOBAL PTE. LTD.	2,000 千S\$	70.0	ハードウェア・ソフトウェアの販売及び保守サービスの提供
その他1社（国内1社）			

(注) CTCライフサイエンス(株)は、当社（存続会社）と平成29年4月1日付で合併しております。

2. 株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 246,000,000株
(2) 発行済株式の総数 120,000,000株（自己株式4,385,798株を含む）
(3) 株主数 12,736名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	67,330,800株	58.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,131,800	3.57
CTC社員持株会	2,431,036	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,021,800	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,001,300	0.87
GOVERNMENT OF NORWAY	893,224	0.77
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	885,360	0.77
CHASE MANHATTAN BANK GTSCLIENTS ACCOUNT ESCROW	824,369	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	821,900	0.71
ジブラルタ生命保険株式会社（一般勘定株式D口）	746,200	0.65

(注) 当社は、自己株式4,385,798株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
菊地 哲	代表取締役社長		
松島 泰	取締役兼 副社長執行役員	経営管理グループ担当役員 (兼) CFO (兼) CCO (兼) グローバルビジネス担当	CTC GLOBAL SDN.BHD. チェア マン アンド ディレクター CTC GLOBAL PTE. LTD. チェア マン アンド ディレクター
松澤 政章	取締役兼 専務執行役員	流通・エンタープライズ事業グルー プ／情報通信事業グループ管掌 流通・エンタープライズ事業グループ 担当役員	アサヒビジネスソリューションズ(株) 取締役
須崎 隆寛	取締役兼 常務執行役員	公共・広域事業グループ／金融・社会 インフラ事業グループ管掌 公共・広域事業グループ担当役員	
大久保忠崇	取締役兼 常務執行役員	ITサービス事業グループ担当役員 (兼) CTO	
中森真紀子	取締役		公認会計士 中森公認会計士事務所 所長 (株)アイスタイル 社外監査役 (株)ロコンド 社外監査役 M&Aキャピタルパートナーズ(株) 社 外監査役 (株)ネクスト (現(株)LIFULL) 社外監査 役 (株)チームスピリット 社外監査役
小尾 敏夫	取締役		情報通信ネットワーク産業協会 アド バイザー 早稲田大学 教授 早稲田大学電子政府・自治体研究所 所長 APEC電子政府研究センター 所長 総務省電子政府推進員協議会 会長 国際CIO学会 世界会長

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
野田 俊介	取締役		伊藤忠商事(株) 情報・通信部門長 エキサイト(株) 取締役 アシュリオン・ジャパン(株) 取締役 伊藤忠・フジ・パートナーズ(株) 取締役 (株)ベルシステム24ホールディングス 取締役 NHK COSMOMEDIA AMERICA INC. ディレクター
土橋 晃	取締役		伊藤忠商事(株) 執行役員 情報・金融 カンパニーCFO (株)ベルシステム24ホールディングス 監査役 ほけんの窓口グループ(株) 監査役
石丸慎太郎	常勤監査役		
高田 博史	常勤監査役		
多田 敏明	監査役		弁護士 日比谷総合法律事務所 パートナー弁 護士

- (注) 1. 取締役中森真紀子、小尾敏夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役石丸慎太郎、多田敏明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役中森真紀子、小尾敏夫、監査役多田敏明の各氏は、(株)東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役高田博史氏は、経営管理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- (1)就任
平成28年6月22日開催の第37期定時株主総会において、土橋 晃氏が新たに取締役に選任され、同日付で就任いたしました。
- (2)辞任
野田俊介氏は、平成29年3月31日付で取締役に辞任いたしました。
6. 当事業年度中の監査役の異動は、次のとおりであります。
- (1)就任
平成28年6月22日開催の第37期定時株主総会において、高田博史氏が新たに監査役に選任され、同日付で就任いたしました。
- (2)退任
谷 隆博、菅浦田徹の両氏は、平成28年6月22日付で監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第25条及び会社法第427条第1項の規定により、社外取締役中森真紀子、小尾敏夫の両氏及び非業務執行取締役野田俊介、土橋 晃の両氏並びに当社定款第32条及び会社法第427条第1項の規定により、社外監査役多田敏明氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(注) 野田俊介氏は、平成29年3月31日付で取締役を辞任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬の総額については、平成18年6月開催の第27期定時株主総会の決議により、取締役は年額640百万円、監査役は年額100百万円を上限として決定しております。

取締役の報酬は、報酬委員会の意見を踏まえて設計した役員報酬制度により、固定報酬である基準報酬と、業績連動報酬である賞与で構成されております。基準報酬は、常勤・非常勤、担当役割、個人別評価等を勘案の上、役位に応じてあらかじめ決められた基準報酬テーブルを用い、取締役会の一任を受け代表取締役社長が決定いたします。

賞与は、公表された経営計画の親会社の所有者に帰属する当期利益に対し、あらかじめ決められた賞与原資比率、当年度目標達成率、対前年度伸長率を乗じることによって総原資を算出し、取締役会で決定いたします。この総原資をもとに、役員評価制度に基づき、個人業績評価と役位により個別の支給額を算出し、取締役会の一任を受け代表取締役社長が決定いたします。

監査役報酬は、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定いたします。

なお、社外取締役を含む非常勤取締役及び監査役は、固定報酬のみとし、業績連動報酬である賞与は支給しておりません。

② 当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

取締役9名	337百万円	(うち社外	2名	20百万円)
監査役5名	65百万円	(うち社外	2名	33百万円)

(注) なお、上記金額は役員賞与を含めております。

(4) 社外役員に係る他の法人等の業務執行者及び社外役員との重要な兼職状況

区分	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	兼職先との関係
取締役	中森真紀子	中森公認会計士事務所	所長	—
		(株)アイスタイル	社外監査役	当社商品の販売
		(株)ロコンド	社外監査役	—
		M&Aキャピタルパートナーズ(株)	社外監査役	—
		(株)ネクスト (現株)LIFULL	社外監査役	当社商品の販売
		(株)チームスピリット	社外監査役	同社商品の購入
取締役	小尾 敏夫	情報通信ネットワーク産業協会	アドバイザー	—
		早稲田大学	教授	当社商品の販売
		早稲田大学電子政府・自治体研究所	所長	—
		APEC電子政府研究センター	所長	—
		総務省電子政府推進員協議会	会長	—
		国際CIO学会	世界会長	—
監査役	多田 敏明	日比谷総合法律事務所	パートナー弁護士	—

(5) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中森真紀子	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	小尾 敏夫	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	石丸慎太郎	当事業年度開催の取締役会16回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席し、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	多田 敏明	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に、また、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(6) 社外役員の親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額

該当する報酬等はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 123百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。
2. 監査役会は、財務経理部門並びに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取等を通じて収集した情報に基づき、会計監査人の前事業年度における監査実績と第38期事業年度の「監査計画」(案)の内容を対比し、報酬見積りの前提である「監査時間」と「報酬単価」の適切性・妥当性を検討した結果、第38期事業年度の会計監査人の報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 156百万円

- ③ 当社の重要な子会社（「1.企業集団の現況に関する事項（8）重要な親会社及び連結子会社の状況 ③ 連結子会社の状況」に記載）のうち、海外子会社は外国の法令に基づいた会計監査人としての資格を有する現地の監査法人の監査を受けております。

(4) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

当社は、会計監査人に対し、データセンター業務における内部統制の整備及び運用状況に関する検証業務などを委託しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 内部統制システムに関する基本方針及びその運用状況の概要

(1) 内部統制システムに関する基本方針の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり構築しております。以下に平成28年5月2日開催の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」を記載いたします。

（注）「内部統制システムに関する基本方針」は、平成29年5月1日開催の取締役会で一部改訂を決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コーポレート・ガバナンス

- ・ 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程、「CTCグループ企業理念」及び「CTCグループ行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ・ 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- ・ 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、定められた範囲内で職務の執行にあたる。なお、定められた範囲内で業務執行を担当する取締役は執行役員を兼務する。
- ・ 代表取締役社長及び業務執行取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役会に報告する。
- ・ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- ・ 一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。

イ. コンプライアンス

- ・ 取締役、執行役員及び使用人は「CTCグループ企業理念」及び「CTCグループ行動基準」に則り行動するものとする。

- ・チーフ・コンプライアンス・オフィサーを任命し、CSR・コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンス規程」、「CTCグループコンプライアンスプログラム」を制定し、各部署のコンプライアンス統括責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、法令ガイドラインの作成、内部情報提供制度の整備、並びに法令、社内規則等の遵守を含むコンプライアンスに関する全ての取締役、執行役員及び使用人からの書面取得制度等、コンプライアンス体制の充実に努める。

ウ. 財務報告の適正性確保のための体制整備

- ・「経理規程」、「販売管理規程」、「購買管理規程」その他社内規程を整備するとともに、チーフ・フィナンシャル・オフィサーを任命し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。
- ・内部統制委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

エ. 内部監査

社長直轄の監査室を設置する。監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手續及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、「情報管理基本規程」、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い適切に保管し、管理する。

イ. 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

ウ. 重要情報の開示

会社の重要な情報の適時開示、IRその他の開示を所管する部署を設置する。

また、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、災害リスク、為替相場等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、技術に関するリスク、その他様々なリスクに対処するため、リスク管理委員会や主管部署を設置するとともに、各種管理規程、事業継続計画、投資基準、与信限度枠の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、当社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。また、これらの管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関として経営会議を設置し、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を審議する。更に、各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。

イ. 事業グループ制

複数の事業について領域を分担して経営を行う事業グループ制を採用し、各事業グループには担当役員を任命する。事業グループ担当役員は、法令、定款、社内規程及び社内基準に従い、担当事業領域の経営を行う。また、事業グループ毎に、主要な数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。

ウ. 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 親会社との関係

当社は、親会社との人的交流、顧客ベース活用等の営業活動での連携強化を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性・自律性を維持強化しつつ業績拡大を目指すことにより、その独立性を保持する。

イ. 子会社管理・報告体制

- ・子会社を総括管理するための部署を設置する。また、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「事業会社管理規程」その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたりるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

- ・子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、子会社毎に、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
- ウ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 子会社のリスク管理を統括する部署を設置し、「リスク管理基本規程」において、リスク管理統括責任者の設置、リスク管理体制の構築等リスク管理体制の整備につき指針を示すとともに、子会社のリスク管理統括責任者と情報交換を行い、リスク管理活動の支援を行う。
- エ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 連結ベースにて中期及び短期経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため、主管部署は「事業会社管理規程」その他の社内規程に基づき子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
- オ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・「事業会社管理規程」その他の社内規程に基づき、各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように努める。
 - ・「コンプライアンス規程」、「CTCグループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス実行計画、コンプライアンス統括責任者の設置、法令ガイドラインの整備、内部情報提供制度の整備、及び法令、社内規則等の遵守を含むコンプライアンスに関する取締役等及び使用人からの書面取得制度等コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社におけるコンプライアンス教育・研修を実施し、CTCグループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。
 - ・子会社の業務活動全般についても監査室による内部監査の対象とする。また、監査室は、CTCグループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、子会社に対する計画的な監査を行い、CTCグループとしての監査の質的向上に努める。

⑥ **監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

ア. 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合は、使用人の中から補助使用人として相応しい能力・経験等を有する者を専任の補助使用人として任命する。ただし、専任の補助使用人の設置が困難な場合は、監査役は、兼任の補助使用人として監査室所属あるいはその他の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

イ. 当該使用人の取締役からの独立性

補助使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該補助使用人への指示の実効性を確保するため、補助使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属するものとし、取締役、執行役員及び使用人は補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、兼任の場合は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた当該補助使用人はその指示に対して、監査室長をはじめ、取締役、執行役員及び使用人の指揮命令を受けないものとする。なお、専任、兼任に拘わらず、補助使用人の任命、人事異動、人事評価、懲戒処分等に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定する。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

ア. 監査役の重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、経営会議、各種社内委員会その他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

イ. 取締役及び執行役員との報告義務

- ・取締役及び執行役員は、定期的に又は必要に応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- ・取締役及び執行役員は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれが生じた場合その他法令が定める事項は直ちに報告する。

ウ. 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実

エ. 不利益取り扱いの禁止

監査役に対して、前項各号に定める事項に係る報告を行った取締役、執行役員及び使用人に対する不利益取り扱いを禁止する。

⑧ **子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

ア. 子会社の取締役・監査役等による報告

子会社の取締役及び監査役等は、当社の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実

イ. 子会社から報告を受けた担当部署による報告

コンプライアンスに係る事項を統括する部署は、子会社の役職員からの次に掲げる事項に係る報告の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。

- ・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実

ウ. 不利益取り扱いの禁止

監査役に対して、前二項の規定に基づき報告を行った者に対する不利益取り扱いを禁止する。

⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ **その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

ア. 意見聴取の実施

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、業務執行取締役、執行役員及び重要な使用人から職務執行の状況に関する意見聴取を実施する。

イ. 監査室の監査役との連携

監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果等及び指摘・提言事項について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。

ウ. 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社の内部統制システムは、上記基本方針に基づき運用しております。基本方針に記載の項目については既に基本的な制度等を構築済みであります。その構築・運用状況についてレビューを行い、取締役会へ年2回報告しております。

① 内部統制システム全般

- ア. 「内部統制システムに関する基本方針」を改訂し、内部統制システムの構築・運用の向上に努めました。
- イ. 取締役会の諮問委員会として、指名委員会、報酬委員会、ガバナンス委員会を前年度から継続して設置し、取締役及び執行役員候補の選解任議案、取締役及び執行役員の報酬制度、取締役会評価などについて審議いたしました。
- ウ. 監査役と非業務執行取締役との連携を図るため、「監査役・非業務執行取締役連絡会」を設置し、意見交換を行いました。
- エ. 財務報告に係る内部統制については、その有効性に関して監査室がレビューを行い、内部統制委員会を6回開催して審議を行いました。

② 取締役の職務執行

- ア. 当事業年度中に取締役会を16回、経営会議を42回開催し、法令、定款及び社内規程に従い、重要事項を審議・決定いたしました。
- イ. 取締役の職務執行を監督するため、代表取締役社長及び業務執行取締役は、取締役会において業務執行状況を報告いたしました。

③ コンプライアンス

CSR・コンプライアンス委員会を4回開催し、当社及びグループ会社各社の取締役、執行役員及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修の実施状況及び法令、コンプライアンスに関する書面取得の状況、内部通報の状況などの重点確認事項を担当部署から報告を受けるとともに、コンプライアンス違反の発生後の対応及び再発防止策の実施について審議し、経営会議に報告いたしました。

④ リスク管理

- ア. リスク管理委員会を3回開催し、情報セキュリティリスクや労務リスクなどの全社重要リスク動向及び国内事業会社におけるリスク管理活動の実施状況のモニタリングを行い、経営会議に報告いたしました。
- イ. 近年の外部環境や当社ビジネスモデルの変化に対応したものとなるよう、リスク内容の見直しを行いました。

⑤ 内部監査及び監査役監査

- ア. 監査室による内部監査につきましては、経営会議にて決定された当該事業年度の内部監査計画に基づき監査を行い、監査の結果及び提言事項について、社長、監査役、監査対象組織及び関係部署への報告を行っております。
- イ. 監査役監査につきましては、社外監査役2名を含む監査役3名が取締役会に出席して取締役による重要事項の決定やその執行状況の把握に努め、そのうち2名が常勤として、経営会議、CSR・コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会をはじめとする各種社内委員会その他の重要会議に出席し、必要に応じ議事録等関係資料の閲覧等を通じて、取締役の職務執行状況について監視・監査いたしました。
- ウ. 監査役は年度監査計画等に従い、代表取締役をはじめとする取締役、執行役員及び組織長に対し、定期的又は適宜、ヒアリング、レビュー等を行うことにより、社内の業務運営状況の把握に努めました。また、監査室及び会計監査人と定期的な会合を実施し、情報共有及び意見交換を行う等、密接な連携を図りました。

(注) この事業報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	250,194	流動負債	121,624
現金及び現金同等物	48,213	営業債務及びその他の債務	48,222
営業債権及びその他の債権	115,473	その他の金融負債	5,658
棚卸資産	24,045	未払法人所得税	9,064
当期税金資産	22	従業員給付	17,079
その他の金融資産	25,017	引当金	689
その他の流動資産	37,421	その他の流動負債	40,909
非流動資産	82,929	非流動負債	15,797
有形固定資産	36,365	長期金融負債	10,016
のれん	3,899	従業員給付	3,720
無形資産	12,560	引当金	1,732
持分法で会計処理されている投資	664	繰延税金負債	327
その他の金融資産	13,989	負債合計	137,422
繰延税金資産	12,679	(資本の部)	
その他の非流動資産	2,769	親会社の所有者に帰属する持分	192,175
資産合計	333,123	資本金	21,763
		資本剰余金	33,076
		自己株式	△9,231
		利益剰余金	146,537
		その他の資本の構成要素	29
		非支配持分	3,525
		資本合計	195,701
		負債及び資本合計	333,123

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上収益		407,849
売上原価		△311,133
売上総利益		96,716
その他の収益及び費用		
販売費及び一般管理費	△65,512	
その他の収益	348	
その他の費用	△423	△65,586
営業利益		31,129
金融収益		263
金融費用		△158
持分法による投資利益		66
税引前利益		31,300
法人所得税		△9,304
当期利益		21,996
当期利益の帰属		
親会社の所有者		21,861
非支配持分		134

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
当期首残高	21,763	33,076	△9,231	132,677
当期利益				21,861
その他の包括利益				
当期包括利益	—	—	—	21,861
剰余金の配当				△8,671
自己株式の取得			△0	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				668
所有者との取引額等合計	—	—	△0	△8,002
当期末残高	21,763	33,076	△9,231	146,537

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素				親会社の所有者に帰属する持分合計		
	在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	キャッシュ・フロー・ヘッジ	確定給付制度の再測定額			
当期首残高	64	950	△16	—	179,285	3,758	183,043
当期利益					21,861	134	21,996
その他の包括利益	△647	△331	6	671	△300	△276	△576
当期包括利益	△647	△331	6	671	21,561	△141	21,419
剰余金の配当					△8,671	△90	△8,761
自己株式の取得					△0		△0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		2		△671	—		—
所有者との取引額等合計	—	2	—	△671	△8,671	△90	△8,762
当期末残高	△582	621	△9	—	192,175	3,525	195,701

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	237,229	流動負債	115,509
現金及び預金	43,054	買掛金	39,550
受取手形	184	リース債務	3,882
売掛金	86,824	未払金	7,288
リース投資資産	13,677	未払法人税等	6,767
商品	18,053	前受金	5,334
仕掛品	5,291	預り金	9,775
前払費用	37,611	前受収益	31,653
繰延税金資産	4,638	賞与引当金	6,421
関係会社預け金	25,359	役員賞与引当金	117
その他	2,543	受注損失引当金	227
貸倒引当金	△10	アフターコスト引当金	318
固定資産	70,892	その他	4,171
有形固定資産	35,530	固定負債	10,695
建物	22,344	リース債務	9,015
構築物	199	退職給付引当金	115
工具、器具及び備品	4,725	資産除去債務	1,539
土地	5,970	その他	25
リース資産	2,291	負債合計	126,205
無形固定資産	9,870	(純資産の部)	
ソフトウェア	9,702	株主資本	181,092
リース資産	104	資本金	21,763
その他	63	資本剰余金	33,076
投資その他の資産	25,490	資本準備金	33,076
投資有価証券	6,100	利益剰余金	135,484
関係会社株式	9,051	利益準備金	504
出資金	16	その他利益剰余金	134,980
従業員に対する長期貸付金	11	別途積立金	54,900
破産更生債権等	1	繰越利益剰余金	80,080
長期前払費用	548	自己株式	△9,231
前払年金費用	2,075	評価・換算差額等	823
繰延税金資産	471	その他有価証券評価差額金	832
その他	7,254	繰延ヘッジ損益	△9
貸倒引当金	△41	純資産合計	181,916
資産合計	308,121	負債・純資産合計	308,121

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		359,456
売上原価		286,230
売上総利益		73,225
販売費及び一般管理費		52,828
営業利益		20,397
営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	1,739	
業務受託料	1,062	
その他	328	3,214
営業外費用		
支払利息	74	
為替差損	272	
その他	46	393
経常利益		23,218
特別利益		
関係会社株式売却益	5,457	5,457
特別損失		
減損損失	67	
投資有価証券評価損	36	
損害賠償金	21	125
税引前当期純利益		28,550
法人税、住民税及び事業税	8,366	
法人税等調整額	△1,722	6,643
当期純利益		21,906

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	21,763	33,076	—	33,076	504	54,900	66,844	122,248
当期変動額								
剰余金の配当				—			△8,671	△8,671
当期純利益				—			21,906	21,906
自己株式の取得				—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—				—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	13,235	13,235
当期末残高	21,763	33,076	—	33,076	504	54,900	80,080	135,484

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9,231	167,857	1,173	△16	1,156	169,013
当期変動額						
剰余金の配当		△8,671			—	△8,671
当期純利益		21,906			—	21,906
自己株式の取得	△0	△0			—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	△340	6	△333	△333
当期変動額合計	△0	13,235	△340	6	△333	12,902
当期末残高	△9,231	181,092	832	△9	823	181,916

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 塚 雅 博 ㊞
 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 久 保 孝 一 ㊞
 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石塚 雅博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大久保 孝一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）石丸 慎太郎 ㊟

常勤監査役 高田 博史 ㊟

監査役（社外監査役）多田 敏明 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール



■ 交通のご案内 地下鉄大手町駅 C2b出口直結

- | | | | |
|---------|--------------|----------------|-------|
| ■ 東京メトロ | ● 千代田線「大手町駅」 | 神田橋方面改札より | 徒歩約2分 |
| | ● 丸の内線「大手町駅」 | サンケイ前交差点方面改札より | 徒歩約5分 |
| | ● 半蔵門線「大手町駅」 | 皇居方面改札より | 徒歩約5分 |
| | ● 東西線「大手町駅」 | 中央改札より | 徒歩約9分 |
| | ● 東西線「竹橋駅」 | 4番出口より | 徒歩約2分 |
| ■ 都営地下鉄 | ● 三田線「大手町駅」 | 大手町方面改札より | 徒歩約6分 |

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。